

近世初期一国郷帳の研究

— 正保郷帳を中心に —

和 泉 清 司

The Study of the cadastre registers of every clime in Eary Modern

— with the cadastre registers of Shoho-Period as the central figure —

Seiji IZUMI

はじめに

従来の一国郷帳(以下単に郷帳と呼ぶ)の研究は、国絵図・郷帳と一括して行われてきた。このうち国絵図の研究は川村博忠氏⁽¹⁾や黒田日出男氏⁽²⁾らによって体系的に研究が行われてきたのに対し、一国郷帳についての研究は国絵図研究に比べ研究成果が少なく、体系的には藤井讓治氏⁽³⁾や神崎彰利氏⁽⁴⁾らが行ってきたにすぎない。

しかし近年県史・市町村史等の編纂が盛んに行われてきて、その中で史料編として郷帳類が掲載されるようになったり、本編の中でも1章が設けられて詳しく記載されることが多くなっている(例えば静岡県史・兵庫県史・岐阜県史・和歌山県史・広島県史・弘前市史・岸和田市史等の史資料編)。さらには明治大学刑事博物館において所蔵の郷帳類が資料として多くを刊行してたり(伊勢国正保郷帳・近江国正保郷帳等)、宮城県図書館等の公共図書館でも資料集として刊行がなされてる(「仙台藩の正保・元禄・天保郷帳」等)。また各地の研究団体等による自主的編纂等もみられる(大分県地方史料「豊後国郷帳」等)。このような郷帳研究は豊臣政権下での天正期の御前帳について研究した秋沢繁氏⁽⁵⁾、徳川政権下での慶長期、正保期、元禄期、天保期の郷帳について体系的に研究した黒田日出男氏⁽⁶⁾らによって具体的に解明されつつある。しかし正保期を中心とする徳川幕府初期の郷帳についての研究は旧幕府の諸史料を継承・保存している国立公文書館内閣文庫にもほとんど残存せず、前述のように県史・市町村史・その他等において公刊されてきているものの、全国的にその残存数は少ないため、未だ体系的には研究されておらず、著しく遅れているといわざるをえない。

本研究の目的はこのような研究状況をふまえ、正保期を中心とする徳川幕府初期の郷帳について全国的に残存するものを収集するとともに、それを分析・研究することにより、徳川幕府初期の郷

帳、中でも正保郷帳の特質および作成過程等について解明するとともに、幕府による諸大名への体系的な所領安堵を行った寛文印知状との関係、さらには元禄郷帳及び天保郷帳との相違点等について解明するものである。

具体的には本研究の中心である正保郷帳を全国的に残存するものを収集した。その結果、33か国と陸奥の四地域の合計36点を収集でき、これらの正保郷帳の分析の結果、正保郷帳の作成の意図は徳川幕府による幕藩体制の確立を受けて諸大名の慶長郷帳以来の生産力の掌握と領内の掌握を目指したものであった。これにより諸大名の公称高(表高)および軍役高、家格等の決定がなされた。そしてこの公称高(表高)は次の家綱の代の寛文4年の幕府による諸大名への体系的な所領安堵を行った寛文印知状の基盤となったのである。さらには次の元禄郷帳においては領主の公称高(表高)のみを第一に考えていたことを解明したのである。さらに正保郷帳の作成過程をみると幕府は一定の統一的記載基準を提示しているが、実際には各藩の作成した郷帳はまちまちであったため、幕府との折衝の過程で統一基準に近づけていったのである。なかでも公称高(表高)にあわせて郷帳を作成提出することとしたため、新田開発等で増加した実際の国高との差額は個々の村高を圧縮して公称高(表高)にあわせたり、新田高は本高(表高)には入れず、別書き出させるなどしている。このため前述のような公称高(表高)と実高との乖離が生じていくのであり、この過程についても解明するものである。

注

- (1) 川村博忠『江戸幕府撰国絵図の研究』(吉川弘文館 1995年)
- (2) 黒田日出男「江戸幕府国絵図・郷帳管見(一)―慶長国絵図・郷帳について」(『歴史地理』93巻2号、1977年)、同「現存慶長・正保・元禄国絵図の特徴について―江戸幕府国絵図・郷帳管見(二)」(『東京大学史料編纂所報』15号、1980年)、その他大塚英明「内閣文庫保管国絵図・郷帳管見」(『三浦古文化』33、1983年)、長沢孝三「国絵図・郷帳の重要文化財指定について」(『北の丸』16、1984年)
- (3) 藤井譲治「郷帳覚書」(『歴史地名通信』創刊号、1984年)
- (4) 神崎彰利「正保四年陸奥棚倉・岩城・中村郷村高辻帳」(『明治大学刑事博物館資料』第6集)、このほか「慶安元年伊勢国高郷帳」(同上第2集)、「(正保三年)近江国郷帳」(同上第5集)などがある。横田冬彦「元禄郷帳と国絵図―丹波国を中心として」(『文化学年報』4、1985年)
- (5) 秋沢繁「天正一九年豊臣政権による御前帳徴収について」(『中世の窓』所収)
- (6) 黒田前掲註(2)

第一章、国絵図と郷帳

第1節 国絵図・郷帳・高辻帳

国絵図と郷帳は豊臣政権や徳川政権など統一政権が国郡制支配原理に基づいて大名及び寺社を統制するために一國単位でその国内の大名及び寺社に各々の領内の絵図や郷帳を提出させ、それを国ごとに1枚の絵図や1冊の郷帳にまとめさせて統一政権に提出させたものである。

このような国絵図と郷帳の提出は統一政権にとっては個別大名の領内の状況や生産高を掌握することができることにより大名統制の手段とした。これに対し個別大名の側からすると自己の領内の状況や生産高を統一政権に掌握されることは統制につながったり、過重な軍役負担を課される恐れがあるためできれば知られたくないものであった。しかしながらこのような統一政権からの国絵図と郷帳の提出命令は、個別大名にとっては前述のようなマイナス面ばかりではなく、これを契機に領内の掌握を目指すものとなった。すなわち第1に豊臣政権へ提出した御前帳（天正19年）の場合、豊臣政権が各大名に命じて実施（実測・指出）したり、豊臣氏の奉行が直接実施（実測）した天正の太閤検地の結果であるからである。第2にこの個別大名の検地は豊臣政権という外圧を背景に個別領主権の強い家臣団の領地へも大名の検地を実施することにより家臣団の領主権を制肘し、大名領主権を確立する役割も持っていたのである。このような意義は徳川政権の初期においても同様であった。

（1）国絵図

国絵図とは一國単位に国ごとに領内の城や道路（里程を含む）・河川・山・海岸線・港湊・旧跡等を描かせたもの。豊臣政権では天正19年（1589）に提出させている。徳川政権は慶長10年（1605）・正保元年（1644）・元禄10年（1697）・天保2年（1831）の4回提出させている。正保元年の場合は海路も描かれている。またこのほかに領主によって必要に応じて年度を限らず個別に作成されることが多い。

（2）郷帳

郷帳とは国ごと・領主ごと・郡ごと・村ごとの村名・村高寄のほか、助郷や河川普請等の課役台帳などいろいろな形態のものがあるが、ここでは国絵図と対になっていた一國単位の郷帳を分析対象とする。この一國郷帳（以下単に「郷帳」と略す）は一國を全部支配するか、またはそれに近い領域を支配する大名は単独で提出した。しかし一国内に複数の大名がいる場合は彼らが各々の郷帳を持ち寄りそれを作成責任者の大名（1人または複数）がとりまとめ1帳に仕立て提出したのである。そしてこれら郷帳は統一政権にとっては大名領に対する領内掌握や大名への知行宛行のための

ものであり、総体として統一政権の全国支配のためのものであった。

(3) 高辻帳・知行之帳

高辻帳とは形式的には郷帳に近いものであり、やはり国ごと・領主ごと・郡ごと・村ごとの村名・村高寄等があるが、この高辻帳とは領主の領内支配のための知行地を基準にしたものであり、郷村高辻帳・知行高辻帳・知行之帳ともいう。一国内の村ごとの石高、田畑面積、新田、物成、小物成、川成、不作引、村柄等が記載されている場合が多い。

第2節 近世の一国郷帳について

(1) 天正19年(1591)の御前帳

天正19年(1591)に豊臣政権が朝鮮出兵を前にして全国の大名領主に対し領主ごとに検地帳に基づく郷帳の提出を命じたが、これを御前帳と呼んでいる⁽¹⁾。従ってこれは豊臣政権にとっては個別大名の生産高を掌握するとともに、それを基準に軍役賦課の基準としたものである⁽²⁾。徳川氏の場合も提出した御前帳は当時徳川氏が支配した関東領国の検地帳であり、武蔵24郡1092冊、上総569冊、下総632冊、上野610冊、相模407冊にのぼったという⁽³⁾。しかしこれらの検地帳は徳川氏にとっては天正19年までに実測検地が行われた地域は少ないため、検地がまったく行われなかった地域も少なくなかった。したがって徳川氏の提出した御前帳は多分に机上の操作によって作成されたものであり、必ずしも実際の生産高を反映したものではなかった。このような事例は他の大名にも考えられるものと思われる。

いずれにしろこれにより曲がりなりにも全国的に石高制を確立させた意義は大きい。この後、各領主の検地も進み生産力の増加がなされた結果、豊臣政権末期の慶長3年の全国高は1800万石になっている⁽⁴⁾。

(2) 慶長10年(1605)の郷帳

慶長10年(1605)の郷帳は国絵図とともに徳川幕府が最初に全国の大名に提出を命じたものである。しかし『江戸幕府撰慶長国絵図集成』解題によればこの時の事業の全体像はいまだ十分明らかにされてはいないという⁽⁵⁾。以下に解題を参照しつつ作成課程を郷帳を中心に考察すると、『御当家記年録』⁽⁶⁾によれば、

(慶長十年)九月、日本国諸大名領地・石高・年税併時社領等被改之、西尾隠岐守吉次、津田 小平次、牧助右衛門、犬塚平右衛門等奉行之

とあり、これにより慶長期の事業は西尾吉次、津田秀政を総奉行として実施され、全国を東西に分けて、東西国33か国を西尾が、西国33か国を津田が担当したようである。

しかし高知藩山内一豊氏へ宛てた西尾・津田の連署による奉書によると、

(追而書省略)

為御意申入候、仍御拝領之國郡田畠之帳御書付候て、如同三冊、併國郡之絵図三通可被成御上候、絵図之内ニも郡之田畠之高付可被成候、國之境目可被入御念之旨御座候、不及申候へとも、田畠之高・絵図兩様共ニ、毛頭無相違様、御認御尤候、恐惶謹言

八月廿六日

西尾隱岐守吉次

(慶長九年)

津田小平次秀政

山内土佐様

人々御中⁽⁷⁾

と慶長9年には既に幕府から作成の指令が出ていたことが窺える。しかもこの時土佐藩には「國郡田畠之帳」「三冊」と「國郡之絵図三通」の提出を命じている。

また慶長9年9月、幕府代官頭大久保長安より彼の支配下である石見の大森銀山代官の吉岡右近宛書状⁽⁸⁾の中に、

一石州惣国絵図三通仕、郡切之高を付、惣つゝりを仕上可申事

とあり、慶長9年9月に吉岡右近に石見一國の国絵図の作成を命じていることが窺える。しかも石見の場合も三通作成させ、しかも郡切に村高を付けたものを作成させており、同時に「惣つゝり」(郷帳か)も作成させている。

諸國より国絵図・郷帳が幕府へ調進された時期については、福岡藩黒田氏では慶長10年10月の条に「筑前國の絵図を江戸に献せらる」とある⁽⁹⁾。鹿児島藩島津氏では島津義弘から義久へ宛てた書状によると、「當國之絵図併田帳之事、則鹿児島江申渡候、然者彼田帳之事、未出来候由候条」⁽¹⁰⁾とやや時間がかかり、慶長11年5月以降に提出されたのであった。また『国主城主記』によると、伊賀・出雲・美作など11か國の郷帳が慶長10年に提出されたという⁽¹¹⁾。したがって慶長期の郷帳の事業は慶長九年に開始されたあと、1～2年という短期間に調進されたものと思われる。ただ現在のところこの慶長の郷帳・国絵図は残存数が少ないため、全国的に提出されたものかどうか疑問があるという⁽¹²⁾。

これらの中で現存する慶長郷帳は、

- (1) 金森領慶長十年飛騨國石高帳(岐阜県史史料編近世一)
- (2) 慶長九年平戸領分併壱岐島田畠総目録(平戸市・松浦史料博物館所蔵)
- (3) 大和國郷帳(慶長年中)(奈良県桜井市 広吉寿彦氏所蔵写真版)

などがあり、(1)は飛騨一國を領有した高山藩金森氏による一國郷帳である。(2)は肥前の平戸島と壱岐一國とを領有した平戸藩松浦氏が平戸島と壱岐島を中心に同藩領の村々を書き上げた郷帳である。(3)は慶長年間とされるが、記載されている人物をみると慶長10年代のものであり、慶長の郷帳作成指令により大和の國奉行であった大久保長安が作成して提出したものであろう。

慶長郷帳の作成内容についてはほとんど分からないが、先の山内家の場合や石見國の場合からそ

の一部が判明する。それによれば、前述のように御前帳は3帳作成すること、郡村単位で田畠内訳を記載すること等のほか、山内家の伏見詰役人沢勘左衛門が幕府側の口頭説明を受け、さらに質問して知り得た国絵図・郷帳の作成要領を国元の家老野中主計・福岡内膳に宛てた慶長10年6月23日の書状のうち郷帳に関する部分を引くと、

一 御前帳物成之事、何と可仕候、一豊様得御意候へ者、九万石ニ仕候へと御意候間、其二仕候、委□□此坊主被申上候間、不具候事⁽¹³⁾

と御前帳には物成を記載すること、その物成は9万石であったことが分かる。

以上のように慶長郷帳は十分には解明されていないため不明な点が多いが、国絵図とともに一国単位で作成することを原則としつつ、その呼称は「田帳」、「郷村帳」、「高帳」、「高目録」等国によって不統一であり、かつ領主別の郷帳も作成・提出させるなど、必ずしも一定していなかった。記載内容についてもきちんとした統一基準による記載項目はまだ定まっていなかったため、国により記載内容にはかなりばらつきがあったものの、最低限は郷村単位で田畠の内訳や物成高を記載したものであったという⁽¹⁴⁾。

なお幕府は慶長18年にも「地高御判物可被下二付、郷村帳被差出」⁽¹⁵⁾と諸大名に領地の判物・朱印状を与えるために、諸大名から郷村帳（知行高目録）を提出させたが、将軍よりの領地の判物・朱印状はその後大坂の陣があったため、元和3年になったという⁽¹⁶⁾。

（3）正保元年（1644）の郷帳

正保元年（1644）郷帳については後述するので省略するが、他の段階と決定的に異なるのは国絵図、郷帳のほか城絵図、大小道之帳、さらに東海道沿道の城持大名にはその居城の雛型（模型）を提出させるなど、多様なものを提出させていることである。この背景には徳川幕府の確立段階として幕府が各大名領の細部にまで目を向け、統制を図ったものと思われる。

（4）寛文4年（1664）の郷帳

寛文4年幕府（徳川家綱）は全大名に対し、一斉に朱印状および判物を発給しているが（寛文印知）、それに先立ち各大名に対し国郡別の村高を記載した自領分の所領書上（郷村高辻帳）を提出させている。幕府はそれに基づいて各大名に対し朱印状および判物を発給しているのである。

大名側はこの郷帳提出に当たっては、基本的には正保郷帳を写して提出しているのであるが、なかには改めて作成し直して提出しているものもあった。この場合は正保郷帳提出以降の新田高を加えた、拝領高を上回った所領高を書上げたものを提出している。この背景には先の正保郷帳高が拝領高に合わせて国郡別の村高を書上げるよう幕府から命じられていたので、実高を記載できなかったため、今回の寛文印知にあたっては実高での朱印状ないし判物を貰い所領高の高増しを図ったためであった。しかし実際には基本的には正保段階の所領高しか認められていない。このほかこの正保段階以降、大名に取り立てられたものが寛文印知にあたって新たに朱印状および判物を発給され

たため、彼らは新たに国郡別の所領郷帳を提出しているのである。したがって両者とも寛文印知状(『寛文朱印留』上巻)に記載されている形式に見るように国郡別に村高を書上げた郷帳の形式をとっているのである。

この時の寛文郷帳はあまり残存していないが、残存しているものは出雲(松江藩松平氏)・備後(福山藩水野氏)・阿波(徳島藩蜂須賀氏)・土佐(高知藩山内氏)・日向・薩摩・大隅(鹿児島藩島津氏)など国持大名家に所蔵されている場合が多く、現在は4点が判明している。なおこの他寛文8年の「上野国郷帳」も寛文5年に各藩が作成したものを、何らかの理由で寛文8年にまとめられたものではなかろうか。さらに寛文5年には門跡・公家・寺社等に対して印知状を与えている(『寛文印知留』下巻)。

(5) 元禄10年(1697)の郷帳

元禄10年閏2月4日に至り幕府は正保段階と同様、評定所へ諸大名の留守居役を召し出して寺社奉行・勘定奉行・江戸町奉行列座のもとで、大目付朽木久尚から再び郷帳と国絵図を作成し提出することを命じた。この元禄段階は正保の時とは異なり、郷帳と国絵図のみを提出させるだけであり、郷帳と国絵図の改正が目的であった。このことは正保期以降の各大名領国における生産高の掌握は目的ではなかったと思われる。また正保期と同様に「小身小給等入組分ハ其一国大身之方ヨリ絵図一枚ニ書記差上ル」と一国を全部またはそれに近い領域を支配する大名は単独で作成・提出し、それ以外の複数の大名や幕領が存在する国においては大身の大名(1人または複数)が作成責任者となり1枚の絵図に仕立てて提出するとしている。従って郷帳の場合も同様の扱いを受けたもので、このたびは「国郡銘々村高帳面仕立可被差出事」とか「御料私領寺社領之高仕分ケ無用ニ候、尤御代官地頭之名茂無用之事」と国郡銘々村高帳面(郷帳)の作成および御料私領寺社領等の区分も必要なく、領主名も不要とするなど正保郷帳と明らかに異なる統一的な郷帳作成の雛型を作成してそれに基づいて作成するよう命じている⁽¹⁷⁾。従って元禄郷帳では正保期以降の表高(公称高)と実高との乖離の修正をする意図はなかったと思われる。元禄郷帳の記載形式を国立公文書館内閣文庫に残存する元禄郷帳によってみると、この基準で作成されている国(山城・大和・三河等)もあれば、枝村や新田村が記載されるという国(伊勢・駿河・武蔵・越後等)がある。また元禄郷帳では郡高の小計高と村数のみ、帳末には総国高と総村数のみしか記載されていないのは共通している。

元禄郷帳の原本は残存していないが、原本に近い転写本と思われるものは前述のように国立公文書館内閣文庫に28か国分が所蔵されている。

(6) 天保2年(1831)の郷帳

天保郷帳の作成過程は藤井氏の前掲論文によって考察すると、天保2年11月、幕府は大目付に対して諸国総石高調査のために、

大目付江

諸国惣国高之儀、元禄・享保之度御調査有之候処、年曆も相立、増減も可有之儀二付、猶又此度取調被仰出候二付、一領限、村高一村毎ニ認分ケ、御朱印地寺社領除地共認加、併新田高之分も廉限ニ取調、早々御勘定所之可被差出候、委細之儀は、御勘定奉行可被談候、右之趣、万石以上以下領分知行給知有之面々、併寺社領共不曳様可被相触候

十一月

右之趣、可被相触候⁽¹⁸⁾

と指令した。この指令は12月8日に諸大名の留守居に対して勘定奉行所において、勘定奉行土方勝政より申渡され、同時にその案文も手渡されたという。今回の要点は勘定奉行がとり仕切り、万石以上以下（大名・旗本）はそれぞれ1領限りに村高1村ごとに「朱印地寺社領除地」や「新田高」も含め書上げ、その結果を幕府勘定所に提出するというものであった。天保3年4月に再度触れが出され、新田高をはじめ年貢対象地はすべて書上げることとされている。従って天保郷帳作成の意図は正保・元禄段階が郷帳よりも国絵図の方に主目的があり、郷帳が付随的な位置にあったのとは異なり、国絵図の作成に先行して行われた（国絵図作成は郷帳の完成後着手され天保9年に完了した）。各領主が作成した村高は正保・元禄段階の郷帳が表高（拝領高）であったのに対し、今回は表高に込高と新田高を加えた高である実高であり、従来の村高を実高に近づけるとともにその総計としての各国高をも改める方に重点があったのである。そして正保・元禄段階の郷帳が国ごとに作成責任者を定めて国ごとに1帳に仕立てて幕府に提出させていたのに対し、今回は、天保2年12月3日付の幕府より、各藩への通達によれば、

銘々一領限り、村高一村毎ニ認分ケ

とあるように各領主が領内の村別石高帳を作成して幕府へ提出するというものであった。つまりこのようにして提出された各領主の郷帳の最終的な作成は幕府が自ら担当するというものであった。国絵図も元禄の国絵図との相違を各大名に報告させ、それらに基づいて国絵図そのものは幕府側で作成した。

この背景には表高（公称高）と実高との乖離が深刻な段階までに及んでおり、修正をしなければならぬ所までに至っていたものと思われる。同時に幕府権力の強化と大名統制の再構築という幕府の立て直しを目指したものであった。

しかし天保郷帳記載の村高は、その基礎となる各領主の郷帳提出にあたって、実高提出が原則であったため各藩は必ずしも実高を報告することを心よしとしなかった。このため各藩の提出した高は必ずしも実際の生産高を示しているとは限らないため、ただちに実高とみなすには問題があるが、正保・元禄段階の郷帳の記載高よりはより実高に近いのである。

天保郷帳の記載形式は元禄郷帳と同様に村名と村高のみであり、それを郡高にまとめさらに一国高にまとめただけのものであった。天保郷帳の原本はすべて国立公文書館内閣文庫に所蔵されている。

たが、これらのうち国絵図・郷帳・道之帳・城絵図は各1通を幕府文庫へ収納され、城絵図を除いた残りは実務用に幕府勘定所へ保管された。しかしこれらはすべてのものが必ずしも同じ時期に提出されたものでなく、萩藩毛利氏の場合は書き直しなどの作業を経て最終的には国絵図が慶安2年11月、郷帳・道之帳は慶安3年5月、城絵図は承応元年6月に幕府に提出されている⁽²⁴⁾。またこの正保郷帳作成・提出については後年、近藤正斎（守重）が記したところによれば、

守重謹按二古国絵図七十五枚アリ、モト諸城ノ木形アリタレドモ年久シテ損壞セシニヨリ、元文二丁巳年七月五日旨ヲ受テ火中ス、土岐左兵衛佐伝命（中略）、又按ニ郷帳ハミナ国図ニ附シテ歳月ト領主ノ名ヲ記セリ（下略）⁽²⁵⁾

と近藤正斎（守重）の頃には国絵図は「古国絵図七十五枚」となっているほか、「諸城ノ木形」は損壊したため元文2年に命によって焼却したという。また郷帳は国絵図に付随したものであり、作成年月日と作成した領主名が記載されているという。

さて将軍家光の正保郷帳作成触方の指令を受けた大目付井上筑後守政重と宮城越前守和甫は以下のような「国絵図仕様覚書」⁽²⁶⁾を諸大名に触れている。それによれば、

国絵図仕様覚書

覚

一 城之絵図之事

一 本二三丸間数書付候事

一 堀之ふかさ・ひろさの事

一 天守之事

一 惣曲輪堀広さ・深さの事

一 城より地形高所有之者、高所と城との間、間数書付候事

但惣構より外ニ高所有之共書付候事

一 侍町小路割并間数之事

一 町屋右同断之事

一 山城平城書付之事

(a) 一 郷村知行高別紙二帳二作、二通上ケ候事

(b) 一 絵図・帳共ニ郡わけの事

(c) 一 絵図・帳共ニ郡切ニ郷村々高上ケ可申候事

(d) 一 帳之末ニ一国之高上ケ可申候事

(e) 一 絵図・帳共ニ郡々名並郷々名惣而難字には朱ニ而仮名を付候事

(f) 一 絵図・帳共ニ村ニ付候はへ山並芝山有之所ハ書付候事

(g) 一 郷村不落様に念を入、絵図并帳ニ書付候事

(h) 一 水損早損之郷村帳ニ書付候事

一 国之絵図二枚いたし候事

- 一 道法六寸壺里にいたし、絵図に一里を書付、一里山無之所ハ三十六町に間を相定、絵図ニ一里山書付候事
- 一 本道ハふとく脇道ハほそく朱ニて可致候事
- 一 本道冬牛馬往還不成所ハ絵図ニ書付候事
- 一 川々名絵図ニ書付候事
- 一 名有山坂絵図書付候事
- 一 壺里山と郷との間道法絵図書付候事
- 一 舟渡歩渡りわたりの広さ絵図書付候事
- 一 山中難所道法絵図書付候事
- 一 国境道法壺里山他国之一里山へ何程と書付候事
- 一 絵図に山木の書様色々之事
- 一 海山水色書様之事
- 一 郷村其外絵取二ごふん入申間敷候事
- 一 此以前上り候国々絵図に相違之所候間、念を入、初上り候絵図ニ国中引合悪敷所なをし、今度之絵図いたすへき事

十二月廿五日

(正保元年)

と全 23 か条の覚が出されている。大半は国絵図に関するものであるが、このうち郷帳に関わるものには便宜上小文字のアルファベットをつけてある。(a) では郷帳は別に作成し、2 通(冊)作成する。(b) では郷帳は村々を郡別に区切る。(c) では郷帳は村高を郡別に集計する。(d) では郷帳の帳末には 1 国の総高を記載する。(e) では郡名や郷名・など難字には朱書きでふりがなを付ける。(f) では村ごとに「はへ山(生山)」や「芝山」など村柄を記載する。(g) では郷村名を 1 村も書き落としないようにする。(h) では村ごとに水損や早損の村柄を記載する等幕府から各大名に統一的記載基準を示している。

これに対し諸国の代官にはこの「覚」の出される直前の寛永 21 年(12 月に正保元年と改元)に以下のような「覚」⁽²⁷⁾が出されている。

覚

- 一 代官ぎりに其代官所にて人数帳に作り伊丹順齋・曾根源左衛門手前可置事
- 一 上方関東共代官所之山川竹木菓物之類、万代官所に有之通書立させ可申事
- 一 万事代官所ニ百姓遣候役之色々其前に寄て品々有體に書立させ可申事
- 一 日損水損之場所之事
- 一 代官所之内百姓家居、其外百姓いたみ候所又克者又は克所悪所可有之候間、其様子銘細に書上させて可申事

寛永廿一年申年

と幕領の代官に対し全5か条の覚を下しており、代官所ごとに人数帳を作成したり、山川・竹木・菓物類、百姓役の種類、日損・水損の場所、百姓の住居や生産力の善悪等について書上げて、勘定頭伊丹順齋・曾根吉次に提出することを命じている。このうち国絵図や郷帳の作成に関わりがあるのは代官所ごとに村々の内にある竹木・菓物類や日損・水損の場所等を書上げさせていることで、これは後述するように幕領が存在する国については、代官がその支配高や村柄について書上げて提出するため、諸大名へ国絵図や郷帳の作成・提出を命じる直前に全国の代官に対し、予め作成の下準備を命じていたものと思われるのである。

このような指令を受けた諸大名および代官たちは、この指示にしたがって、国絵図・郷帳の作成にとりかかるが、高知藩のように、

いまた御奉行衆も様子具ニ八合点不被成候て、何も御留守居共相尋させ、其上にて御分別被成体ニ御座候（土佐藩江戸留守居井上加兵衛書状）

と幕府自身の方針も十二分には煮詰まっていなかったという⁽²⁸⁾。また広島藩では前出の幕府の「国絵図仕様覚書」を受けて安芸・備後の領国における同様の国絵図・郷帳の仕様覚書を出している。これは国絵図中心に23カ状におよぶものであり⁽²⁹⁾、幕府のものと同じだが、記載内容は幕府のものよりもより細かく記載されている。しかし郷帳については、

一安芸・備後知行帳国切ニ、但備後国之帳者殿様・美作殿（水野勝重）之内、いつれにても絵図御上被成候方より帳メ上り可申事

の1箇条のみである。両国とも知行帳（郷帳）は国切に作成することとしている。但し後述するように備後は福山藩（水野氏）と領有しているため、両方で1帳にまとめる事としている。

さらに郷帳作成に当たっては国別に作成責任者を決めてその者に提出させている。これは慶長郷帳が必ずしも国別には作られておらず、領主別に作られている場合があったのに対し、正保郷帳では領主別の作成をやめ、きちんと国別に作成させているのである。

（2）国別郷帳作成責任者

この作成に当たっては国別に作成責任者を指定しており、68か国と蝦夷地・琉球・小豆島（讃岐の一部）の3地域を加え各々に作成責任者を指定している。

この国ごとの作成責任者は1人から8人におよぶものなど国により、あるいは領有形態により異なっている。なお以後の各藩の名前はその居城所在地の地名をもって呼ぶこととする。

このうち（1）、1か国ないし複数の国を単独またはその大半を支配している大名にはそのまま担当させている。この大名と国には加賀・能登・越中は金沢藩前田氏、薩摩・大隅・日向・（琉球）は鹿児島藩島津氏、紀伊・伊勢は和歌山藩徳川氏、備前・備中は岡山藩池田氏、因幡・伯耆は鳥取藩池田氏、安芸・備後は広島藩浅野氏、周防・長門は萩藩毛利氏、阿波・淡路は徳島藩蜂須賀氏、出羽は久保田藩佐竹氏、常陸は水戸藩徳川氏、越後は高田藩松平氏、越前は福井藩松平氏、尾張は名古屋藩徳川氏、上野は津藩藤堂氏、志摩は鳥羽藩内藤氏、飛騨は高山藩金森氏、若狭は小浜藩酒井

氏、美作は津山藩森氏、出雲は松江藩松平氏、讃岐は高松藩松平氏、土佐は高知藩山内氏、筑前は福岡藩黒田氏、肥前は佐賀藩鍋島氏、肥後は熊本藩細川氏、宍岐は平戸藩松浦氏、対馬は厳原藩宗氏、(蝦夷地は松前氏)等がいる。このうち、伊勢、常陸、備中、備後、越後、越前、讃岐、肥前、肥後、日向、出羽等は一國全体を作成担当大名が支配しているわけではないが、その国の最大領有者であるか、有力大名であるためである。すなわち伊勢は和歌山藩領のほか、津・亀山・菰野・桑名藩や幕領があり、幕領は四日市代官支配地があったが、津藩は32万石にも拘らず、伊勢国内では5万石を領有するのみの和歌山藩領が作成責任者になっているのは和歌山藩が親藩であるからであろう。同様に常陸は水戸藩のほか、土浦・笠間・牛久・麻生藩や幕領があったがやはり親藩の水戸藩が作成責任者になっているのである。さらに備中は岡山藩のほか、足守・岡田・松山藩や倉敷代官支配地があった。備後は広島藩のほか福山藩があった。越後は高田藩のほか、長岡・新発田・村上・糸魚川・村松・椎谷・沢海・与板藩や出雲崎代官支配地があった。越前は福井藩のほか、丸岡・大野・松岡藩や旧勝山藩領(幕領)があった。讃岐は高松藩のほか、丸亀藩や幕領小豆島があった。肥前は佐賀藩のほか、唐津・平戸・福江・島原・大村・小城・鹿島・蓮池藩や幕領長崎があった。肥後は熊本藩のほか、人吉・宇土藩や幕領天草島があった。日向は鹿児島藩のほか、延岡・佐土原・高鍋藩等があったが鹿児島藩が最大の領有者であったり、鹿児島藩が慶長郷帳の作成も同藩が一手に作成したため、今回も作成責任者になるべく強引に幕府に認めさせたという。このようにいずれも前述のように作成大名がその国の最大領有者であったり、有力大名であったためである。このほか出羽は大国であり、久保田藩のほか、鶴岡・山形・米沢・上山・亀田・本庄・新庄藩や幕領の寒河江代官支配地など有力大名も含め多数の藩が存在していたにも拘らず、久保田藩のみが出羽一國全体の作成責任者に指定されているのはいかなる理由によるものか不明である。さらに越中も金沢藩のほかに富山藩前田氏がいるが、金沢藩が有力大名であり、富山藩の本藩でもあるため金沢藩が作成にあたった。筑前は福岡藩黒田氏領であるが、怡土郡の一部は唐津藩領であったものの圧倒的な所領を持つ福岡藩が作成にあたった。また幕領の中でも一國(一島)全体が幕領である佐渡は佐渡奉行伊丹康勝が担当している。隠岐も一國(一島)全体が幕領であるが、遠隔地故に松江藩松平氏の預り地となっていたため松江藩が担当した。また伊豆は旗本井出氏等若干の旗本領が存在したが大半が幕領であったため、三島代官伊奈忠公が作成責任者となっている。このように1か国ないし複数の国を単独またはその大半を支配している大名が作成責任者となっているところは38か国・2地域におよんでおり、全体の57%を占めている。

これに対し(2)、1か国に複数の作成責任者が存在する国では、国内に複数の大名が存在したり、さらには幕領が存在するところであり、その国内の有力大名と奉行ないし郡代・代官らが作成責任者に指定されている場合が多い。その数は35か国となっている。このうち幕領が存在し奉行または代官が作成責任者に指定されている国は上野(関東代官諸星氏)、相模(中原代官成瀬氏と坪井氏)、武蔵(関東郡代伊奈氏)、上総(関東代官高室氏)、下総(関東代官関口氏)、美濃(岐阜代官岡田氏)、信濃(信濃代官岡上氏と設楽氏)、三河(三河代官鈴木氏と鳥山氏)、遠江(中泉代官松平氏)、駿河(駿

府町奉行落合氏と神保氏・蒲原代官一色氏)、甲斐(甲斐代官平岡氏と岩波氏)、近江(近江郡代小堀氏)、山城(丹波郡代五味氏)、大和(奈良奉行中坊氏)、河内(大坂代官豊島氏と彦坂氏)、和泉(堺政所石河氏)、摂津(多田銀山奉行中村氏と大坂代官鈴木氏)、但馬(生野銀山奉行中野氏)、石見(大森銀山奉行杉田氏)の19か国におよんでいおり、地域的には関東・東海・畿内に集中している。これらの地域は徳川幕府にとって政治的、経済的基盤であるからであり、幕領もこれらの地域に集中していることを示している。さらに但馬や石見は佐渡金山や伊豆金山と並んで生野銀山や大森銀山があるからで経済的基盤であったからである。

(2)の作成者は1か国あたり1人から5人程度の大名や代官ないし奉行が作成責任者に指定される場合がほとんどであるが、陸奥や信濃、三河、豊後の場合はやや異なり陸奥では7人の大名が、信濃では8人の大名と2人の代官が、三河では4人の大名と2人の代官が、豊後では7人の大名が各々作成責任者に指定されている。このうち陸奥は大国のため弘前藩(津軽氏)・盛岡藩(南部氏)・仙台藩(伊達氏)・米沢藩(上杉氏)・会津若松藩(松平氏)・白河藩(榊原氏)・平藩(内藤氏)の7人の大名に分割され指定されている。しかも津軽・南部・伊達・上杉の有力外様大名4氏は各々単独で自領のみの郷帳を作成するだけであったが、現在の福島県域にあたる地域では、大小の藩が存在しており、特に中通りでは寛永20年(1643)に会津若松藩加藤氏(40万石)が改易されてからは同地域が大小藩の分立状態になったのを受けて会津若松藩に入封した保科氏(松平氏)(23万石)が単独で自領のみの郷帳を作成しているほかは、中通りでは白河藩(榊原氏)が二本松藩(丹羽氏)・三春藩(秋田氏)の中通り2藩の分の郷帳も取りまとめて作成しているのに対し、浜通りでは平藩(内藤氏)が中村藩(相馬氏)・棚倉藩(内藤氏)・泉藩(内藤氏)・菊田藩(土方氏)等浜通りの4藩の分も同様に取りまとめて作成しているのであり、白河・平両藩はこれらの地域の有力な藩として取りまとめ役に指定されていたのである。これに対し信濃では頭役けて有力な大名がないのと国が広い地域も分割し、北信に飯山藩(松平氏)と松代藩(真田氏)、中信に松本藩(水野氏)と高島藩(諏訪氏)、南信に飯田藩(脇坂氏)と高遠藩(鳥居氏)、東信に小諸藩(松平氏)と上田藩(仙石氏)と四つの地域に分割され、同国の10大名のうち8大名を各地域に2大名づつ配置しており、このほか幕領でも2代官を指定するなど譜代、外様大名を問わず、地域別に8人の大名と2人の代官の10人を作成者を指定しているのである。さらに豊後でも同国の8大名中森藩(久留島氏)を除く7人の大名が作成責任者に指定されており、幕領日田代官支配地が存在するにも拘らず、大名だけが指定されるという特殊な作成方法をとっている。

(3) 郷帳作成の原則

前述のように国郡制支配原理に基づいて国別に作成されたため、2か国以上にまたがって領地を所有している大名は郷帳を国別に作成して各々の国の作成責任者に提出しているのである。たとえば安芸・備後2か国にまたがる領地を持つ広島藩(浅野氏)では安芸は一国全部が広島藩領であ

るため、同藩が単独で作成したが、備後は「備後国之帳者、殿様・美作殿（水野勝重）之内、いつれにても絵図御上被成候方より帳メ上り可申事」と同藩および福山藩水野氏双方から絵図および郷帳を出し合い1帳にメて上納する事としている⁽³⁰⁾。陸奥では会津若松藩（松平氏）は23万石中、陸奥で22万1000石のほか、越後蒲原郡で9000石を領有しているため、陸奥分は独自に作成・提出し、越後分は越後の郷帳作成責任者である高田藩（松平氏）に提出しているものと思われる。このほか会津若松藩は陸奥と下野のうちで5万石余の幕領（南山領）を預り地としていたため、この分も郷帳を作成し提出したものと思われる。同様に米沢藩（上杉氏）は30万石中、出羽置賜郡で18万7000石のほか、陸奥信夫・伊達2郡で11万3000石を領有しているため、出羽分は郷帳作成責任者である久保田藩佐竹氏に提出し、陸奥分は独自に作成・提出したものと思われる。さらに仙台藩（伊達氏）も62万石中、陸奥分60万石は独自に作成・提出し、残る常陸分1万石、近江分1万石は各々の国の郷帳作成責任者に提出したものと思われる。棚倉藩（内藤氏）も5万石中、陸奥白川・菊田2郡内4万石と常陸多賀郡内1万石からなり、陸奥分は平藩（内藤氏）、常陸分は水戸藩（徳川氏）という各々の国の郷帳作成責任者に提出したものと思われる。水戸藩（徳川氏）自体も下野に武茂領9860石があるため、この下野分は下野の作成責任者の宇都宮藩（奥平氏）などに提出したものと思われる。

このような作成方法は他の国においても同様であったと思われるが、特に関東や畿内のように大名領や旗本領・幕領・寺社領・禁裏領・公家領などの所領が錯綜していた、いわゆる「非領国」地域ではより複雑であったものと思われる。

さらに一国内部の郡ごとの取りまとめは先の会津若松藩（保科氏）における越後蒲原郡内9000石は蒲原郡に所領を持つ村上藩（松平氏）、長岡藩（牧野氏）、与板藩（牧野氏）、新発田藩（溝口氏）、沢海藩（溝口氏）、村松藩（堀氏）等から提出された郷帳とともに越後の郷帳作成責任者である高田藩（松平氏）が蒲原郡として1郡に書きまとめているのである。

このような一国内部の郡ごとの取りまとめはやはり他の国においても同様であったと思われるが、前述のように関東や畿内地域のような所領が錯綜しているところでは一層複雑であったと思われる。

（4）正保郷帳の残存状況

正保郷帳の残存状況をみると、現在までのところ33か国分・36点が残存している。これは近世68か国分・74点の47%にあたっており、日本国のほぼ半分にあっている。

正保郷帳が残存する国は具体的には陸奥・出羽・下野・武蔵・安房・駿河・遠江・信濃・越中・能登・加賀・越前・若狭・美濃・尾張・伊勢・近江・摂津・河内・和泉・山城・丹波・播磨・備前・備中・美作・周防・長門・伊予・筑前・豊後・肥後・対馬の33か国である。

国数と史料点数がずれているのは、郷帳が本来一國について1帳にまとめるのが原則であったが、陸奥国については大國のため7つのブロックに分轄されていた。すなわち弘前藩・盛岡藩・仙台藩・

会津藩、それに出羽米沢藩の飛地（伊達・信夫郡）はそれぞれの大名が自領を単独で1帳にまとめている（合計5藩）。この他白河藩・二本松藩・三春藩の3藩分は1帳にまとめ（残存せず）、岩城平藩・中村藩・菊田藩の3藩も1帳にまとめられており、合計7帳となっている。

（5）郷帳の提出時期について

郷帳の提出時期については原則としては前出史料のように「来年中」、すなわち正保2年中(1645)であったが、実際には正保2年中に提出したことが判明するのは、陸奥津軽領分（弘前藩津軽氏）、安房、和泉、美作の3か国と1地域であるが、このほか但馬山名領分（村岡山名氏）は但馬一国をとりまとめる大名へ提出した分である。また豊後白杵藩領分（稲葉氏）も豊後一国をとりまとめる大名へ提出した分である。これに対し備前と備中では岡山藩が一手に作成・提出しているが、正保2年に「備前国九郡之帳」と「備中十一郡之帳」を作成しているものの、池田氏は翌年に正式な郷帳である「備前九郡田島高帳」（備中についてはこれに類したものは残存しないが、作成者が同じであるところから備前と同様のものが作成されたであろう）を作成・提出しているの、前二者は下帳の類であろう。近江も正保2年に「近江一国寺社領高付」が作成されているが、これは慶安4年（1651）に「近江国知行高辻帳」という正式な郷帳が作成されているので、正保2年のものは下書きであろう。このように現存する正保郷帳を見る限り、幕府の指令通りに提出したのはごく少数であったことがわかる。

これに対し、2年後の正保3年に提出したのは、尾張、能登、加賀、越中、越前、若狭、摂津、播磨、備前、備中、対馬、肥後の国々である。このうち尾張は名古屋藩徳川氏、能登、加賀、越中は金沢藩前田氏、越前は福井藩松平氏、若狭は小浜藩酒井氏、備前、備中は前述のように岡山藩池田氏、肥後は熊本藩細川氏とほとんどが一国全部を領有しているか、大半を領有しているため、各大名が一手に作成・提出しているのである。ついで正保年間最後の年である正保4年に提出したのは、陸奥南部領分（盛岡藩南部氏）、陸奥棚倉・平・中村藩領分（平藩内藤氏）、出羽、遠江、美濃、信濃、河内、丹波、石見浜田藩領分（浜田藩古田氏）、筑前（福岡藩黒田氏）、豊後の国々であり、陸奥南部領分や筑前を除けばいずれも複数の大名が存在する国々である。

正保年間を過ぎて提出したのは、慶安元年では下野、伊勢、伊予、同2年では武蔵、山城、同3年では長門、周防の国々である。さらに遅れて同4年では近江となっている。

このように遅れて提出した国々でも慶安年間が最も遅い例であると思われるが、これらは後述するように一度提出したものの幕府から作成上の誤りなどや不備などを指摘されて何回も書き直しをしたため遅れた場合も多かったと思われる。勿論これらの理由以外でこれ以上遅れるた時には幕府から叱責を受けたのではなかろうか。

このほか郷帳は残存しないが、提出記録が判明する国では、陸奥会津若松藩保科氏（のち松平氏）は正保3年8月（会津家世実記）、陸奥・出羽両国にまたがる米沢藩上杉氏は正保3年10月（上杉家御年譜）、安芸広島藩浅野氏は正保3年5月（済美録）、阿波徳島藩蜂須賀氏は正保3年12月（阿

淡年表秘録)となっている。また筑後久留米藩有馬氏では郷帳と一緒に提出された「大道・小道之帳」(諸国海陸之道筋帳)の提出年月が正保4年6月となっていることから、同藩ではこの時郷帳も提出したと思われる。

以上のような経過を経て幕府が最終的に全国の国絵図・郷帳の収納を完了したのは、近藤正斎によれば「追々出来之上、明暦二・三年之頃御文庫ニ相納」⁽³¹⁾と述べており、これによれば、正保元年の国絵図・郷帳の作成命令から12・13年かかっているのであることになるが、川村氏によれば、これにはやや疑問があるという⁽³²⁾。

(6) 郷帳作成の記載事項

郷帳の作成の記載事項は前出史料にみるように、郷帳は2通(冊)作成すること、村々を郡別に区切ること、村高を郡別に集計すること、帳末には一國の総高を記載すること、郡名や郷名・村名等難字には朱書きでふりがなを付けること、村ごとに「はへ山(生山)」や「芝山」など村柄を記載すること、郷村名を1村も書き落としのないようにすること、村ごとに「水損」や「旱損」等の村柄を記載すること等、記載上一応の統一基準が示されているが、実際にはこのほかにも一國全部を1領主が支配するところやそれに近いところは別として、村ごとに領主名を記載することや、さらに村高は拝領高(朱印高)のみとし新田分は加えず帳末に一括して新田分を記載すること、村ごとに村高の田畑別の石高内訳を書くこと、村柄は村ごとに「はへ山(生山)」や「芝(柴)山」などのほか、野山・山林・松山・草山・茅山・雑木林・茶園・塩入・塩浜・小川など国により多様な事項が記載されている。また帳末には一國の総高のほか、田畑別の総面積の集計、総村数、新田高、幕領や大名、旗本、寺社など領主別の石高等を一括記載している。しかし新田および新田高の記載については国によって必ずしも統一された記載形式ではなく、村ごとに新田高を記載するところもあれば帳末に一括して記載するところなど様々であった。これと関連して葭島高や無地高・余高など本高以外の高や永荒・川欠・荒川成など欠損分が記載されているところもある。また村ごとに年貢高や・野年貢(野銭)・山手(山年貢)・川手・舟役・浦役・肴役・綿漆茶桑柿炭役などの小物成を記載しているものもあり、領主側の高辻帳の形態を色濃く残しているものもある。領主が多い国などでは村ごとに各領主の相給分が記載されているが、中には寺社領分も相給分のひとつとして記載されているものもある。さらに村の規定も中世以来の郷庄をそのまま村として記載するところもあれば(豊後・薩摩等)、新田開発等により新たに近世の村となったところも村として記載するところもある(出羽)。前者の場合には中世的な村のうちに枝村として近世的な村を附記しているところもある(備前)。この場合はこの正保段階では近世の村としては独立しえなかったが、このち検地や分郷・分村等により近世の村として独立していくのであり、そのことはのちの元禄郷帳で村数が大幅に増加していることによっても窺える。また郷帳は国ごとに1帳にまとめて提出することとされているが、陸奥のように大国は7帳、出羽も大国であるため3帳に分けて作成されたり、越中でも2冊に分けて作成されるなど必ずしも1帳とはなっていないのである。

しかしながらすべての郷帳が初めからきちんと幕府の指示通りに作成された訳ではなく、個々の国あるいは大名によって幕府（担当奉行の井上筑後守政重と宮城越前守和甫）との度重なる交渉によって出来上がる場合が多かった。例えば会津若松藩保科氏では正保3年4月、ひとまず井上政重へ国絵図と「郷村之高付之御帳」とを提出した。その時、井上政重から、（1）本田のみ村付けし、新田は除外し帳末に合計のみを書上げること、（2）各村高の田方・畑方の区別、（3）「はへ山（生山）・芝山・松山」「干（旱）損所・水損所」の注記、（4）幕府領（南山領）の帳面への書入れと、肩書きによる注記、（5）新田高の取扱い等を指示され、それに従って調製しなおし、同年8月幕府に国絵図とともに再提出したという⁽³³⁾。それでもなお残存する各国ごとの正保郷帳の記載形式は必ずしも一定してないことが窺えるのである。

むすびに

以上考察したように、徳川幕府の確立期に作成された正保郷帳は、従来の大名領国を中心とする支配原理に対し、国郡制支配原理に基づいて一国単位で作成されたものである。また幕府確立期における他の郷帳とは異なり記載形式において細部に至るまで指示を出している。これらの背景には幕藩体制確立期において幕府が諸大名の生産高を完全に掌握する目的があったのであり、同時にそれをうけて国ごとの郷帳の国高や郷村高は諸大名の転入封にあたっての基本台帳となったものである。

註

- (1) 秋沢繁「天正19年豊臣政権による御前帳徴収について」（『中世の窓』所収）。
- (2) 秋沢前掲註（1）。
- (3) 黒田日出男「江戸幕府国絵図・郷帳管見（一）一慶長国絵図・郷長について」（『歴史地理』93巻2号）、同「現存慶長・正保・元禄国絵図の特徴について」（『東京大学史料編纂所報』15号、1981年）。
- (4) 『大日本租税史』中巻。
- (5) 川村博忠編『江戸幕府慶長国絵図集成』（柏書房、1999年）。
- (6) 『大日本史料』十二編之三所収。
- (7) 山内家文書（藤井護治「郷長覚書」『歴史地名通信』創刊号、平凡社地方史料センター）。
- (8) 吉岡家文書（村上直ほか編『江戸幕府石見銀山史料』所収）。
- (9) 『黒田家譜』第一巻。
- (10) 『薩藩旧記』前編。
- (11) 『大日本史料』十二編之三所収。
- (12) 川村前掲註（1）。
- (13) 山内家文書（藤井前掲註7）。
- (14) 川村前掲註（5）。
- (15) 『御当家人表』。
- (16) 川村前掲註（5）。
- (17) 藤井前掲註（7）。
- (18) 同前。
- (19) 『大猷院殿御実記』。
- (20) 藤井前掲註（7）。
- (21) 『伊達治家記録』義山公巻之四。
- (22) 「先年一國絵図、公儀江上り候節之覚」（長崎県立図書館所蔵）。

近世初期一國郷帳の研究

- (23) 藤井前掲註(7)。
- (24) 同前。
- (25) 『近藤正斎雜記』。
- (26) 『御触書寛保集成』。
- (27) 『御当家令条』。
- (28) 藤井前掲書註(7)。
- (29) 「新古国絵図出来之来暦相考書付」(河田熊「本邦地図考」所収『史学雜誌』6編4 1895年)。
- (30) 『濟美録』(広島市立図書館所蔵 浅野家文書)。
- (31) 『近藤正斎雜記』。
- (32) 川村前掲註(5)。
- (33) 同上。

(いずみ せいじ・高崎経済大学地域政策学部教授)

